

平成 28 年 5 月 26 日

第 2 回廿日市市議会議案
(第 1 回臨時会)

廿 日 市

第2回廿日市市議会議案目次

報告第 4 号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第 5 号	専決処分につき承認を求めることについて	5
報告第 6 号	専決処分につき承認を求めることについて	9
報告第 8 号	専決処分事項の報告について	13
報告第 9 号	専決処分事項の報告について	15
報告第 10 号	専決処分事項の報告について	17
議案第 70 号	控訴の提起について	19

報告第4号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の
承認を求める。

平成28年5月26日提出

廿日市市長 真野勝弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市税条例等の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成28年3月31日

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(廿日市市税条例の一部改正)

第1条 廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第56条中「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を削る。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(廿日市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 廿日市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の廿日市市税条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了する同項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に改正法第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した同項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、固定資産税等に係る改正規定が平成28年4月1日から施行されたことなどに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第5号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成28年5月26日提出

廿日市市長 真野勝弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成28年3月31日

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第2項から第7項までの規定中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第11項中「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第6号

専決処分につき承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成28年5月26日提出

廿日市市長 真野勝弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成28年3月31日

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第19条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第8号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成28年5月26日

廿日市市長 真野勝弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成28年議案第58号により議決を得た宮島小中一貫校屋内運動場改築工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 646,380,000円」を「3 請負金額 648,153,360円」に改める。

2 専決処分年月日 平成28年4月21日

(参考事項)

平成28年議案第58号により議決を得た宮島小中一貫校屋内運動場改築工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成28年5月26日

廿日市市長 真野勝弘

1 専決処分の内容 委託契約の変更について

平成26年議案第64号により議決を得た広島都市圏消防救急デジタル無線装置等整備の委託契約の委託金額を次のように変更する。

「3 委託金額 470,821,090円」を「3 委託金額 456,390,061円」に改める。

2 専決処分年月日 平成28年3月31日

(参考事項)

平成26年議案第64号により議決を得た広島都市圏消防救急デジタル無線装置等整備の委託契約については、広島市が発注した無線装置等整備の入札において差金が発生したことなどに伴い、委託金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成28年5月26日

廿日市市長 眞野勝弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 280,774円

2 専決処分年月日 平成28年5月23日

(参考事項)

平成28年3月30日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 70 号

控訴の提起について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり控訴を提起することについて、市議会の議決を求める。

平成 28 年 5 月 26 日提出

廿日市市長 真野 勝 弘

1 相手方

大阪市天王寺区勝山三丁目 6 番 21 号

株式会社 天朋

代表取締役 南城秀光

2 控訴の趣旨

- (1) 原判決（大阪地方裁判所平成 26 年（ワ）第 11925 号損害賠償請求事件につき、平成 28 年 5 月 18 日に言い渡された判決）中市敗訴部分を取り消す。
- (2) 相手方の(1)の取消しに係る部分の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第 1 審及び第 2 審とも相手方の負担とする。
との判決を求める。

3 管轄裁判所

大阪高等裁判所

(提案理由)

原告株式会社天朋と被告廿日市市との間の大阪地方裁判所平成26年
(ワ) 第11925号損害賠償請求事件につき、平成28年5月18日に
言い渡された判決は不服であるため、この控訴の提起について市議会の議
決を求めるものである。

